

# 7 福 祉 部

## 社会福祉・地域福祉

### 1 生活保護

目 的 国が生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自ら生活できるよう援助することを目的とする。

受給要件 生活に困窮する者が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。

標準 3 人世帯（夫33歳、妻29歳、子 4 歳）の最低生活費 令和 8 年(2026年) 4 月 1 日改定

令和 8 年度(2026年度) 21万4,590円（月額）  
 生活扶助額 16万3,590円  
 住宅扶助額 5 万1,000円（限度額）

#### (1) 世帯・人員扶助費

| 年 度<br>区 分     | 令和 6 (2024)  |             |             | 令和 7 (2025)  |             |             |
|----------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
|                | 延べ世帯<br>(世帯) | 延べ人員<br>(人) | 金 額<br>(千円) | 延べ世帯<br>(世帯) | 延べ人員<br>(人) | 金 額<br>(千円) |
| 生 活 扶 助        | 46,848       | 59,055      | 2,882,837   | 45,772       | 57,154      | 2,804,196   |
| 住 宅 扶 助        | 50,242       | 61,808      | 1,694,409   | 48,570       | 60,316      | 1,659,407   |
| 教 育 扶 助        | 2,276        | 3,522       | 26,470      | 2,123        | 3,319       | 25,946      |
| 医 療 扶 助        | 52,703       | 65,568      | 5,563,561   | 52,008       | 63,834      | 5,615,975   |
| 介 護 扶 助        | 14,461       | 14,964      | 268,397     | 14,933       | 15,479      | 275,491     |
| 出 産 扶 助        | 0            | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           |
| 生 業 扶 助        | 889          | 985         | 20,586      | 844          | 931         | 21,429      |
| 葬 祭 扶 助        | 115          | 115         | 38,083      | 137          | 137         | 33,395      |
| 保護施設事務費及び委託事務費 | 938          | 938         | 169,373     | 1,061        | 1,061       | 207,471     |
| 就労自立給付金        | 68           | 68          | 3,411       | 69           | 69          | 3,536       |
| 進学準備給付金        | 20           | 20          | 3,000       | 22           | 22          | 4,400       |
| 合 計            | 168,560      | 207,043     | 10,670,127  | 165,539      | 202,322     | 10,651,246  |

#### (2) 生活保護対象の推移

| 年 度<br>区 分  | 人 口<br>(人) | 被保護世帯数<br>(世帯) | 被保護者数<br>(人) | 1 人当たり<br>保護費 (円) | 保 護 率<br>(%) |
|-------------|------------|----------------|--------------|-------------------|--------------|
| 令和 5 (2023) | 391,100    | 4,508          | 5,692        | 1,835,681         | 14.55        |
| 〃 6 (2024)  | 384,295    | 4,473          | 5,607        | 1,903,001         | 14.28        |
| 〃 7 (2025)  | 385,857    | 4,456          | 5,520        | 1,929,574         | 13.98        |

- ※ 1 人口は、各年 2 月末現在の推計人口  
 2 保護率とは、人口1,000人に対する被保護者を示す  
 3 大阪府内の保護率19.23% 令和 6 年(2024年) 2 月現在  
 4 全国の保護率16.30% 令和 6 年(2024年) 2 月現在

## 2 緊急援護資金（吹田市緊急援護資金貸付基金条例）

### (1) 趣 旨

生活保護法による被保護者に準ずる者のうち、一時的な支出増又は収入の減少により日常生活を維持することが困難となり、かつ、生計資金を調達することができない者に対して貸付けを行う。

### (2) 貸付けを受ける要件

- ・独立の生計を営んでいる成人
- ・償還能力を有する
- ・現に同資金の貸付けを受けていない

### (3) 貸付条件

|       |                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 限 度 額 | 1 世帯10万円まで（ただし、入院に要する費用として貸付けを受ける場合は20万円まで）             |
| 貸付利率  | 無利子                                                     |
| 償還方法  | 1 か月据置き 25か月以内の月賦償還<br>(10万円を超える場合は1 か月据置き 40か月以内の月賦償還) |

### (4) 貸付状況

令和8年(2026年)4月1日現在貸付累計 件数 355件、金額 3,067万円

### (5) 基 金 額

8,000万円 令和8年(2026年)4月1日現在

## 3 災害見舞金等（吹田市災害見舞金等支給要領）

### (1) 趣 旨

災害による被災者に対して災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。

### (2) 給付金額

|       |       |      |                      |      |      |
|-------|-------|------|----------------------|------|------|
| 災害見舞金 | 全焼・全壊 | 1 世帯 | 5 万円、半焼・半壊           | 1 世帯 | 3 万円 |
|       | 床上浸水  | 1 世帯 | 3 万円、入院期間90日以上 of 傷害 | 1 人  | 3 万円 |
| 災害弔慰金 | 死 亡   | 1 人  | 5 万円                 |      |      |

(3) 給付状況

| 区 分           | 令和 6 年度(2024年度) |            | 令和 7 年度(2025年度) |            |
|---------------|-----------------|------------|-----------------|------------|
|               | 給 付 件 数(件)      | 給 付 金 額(円) | 給 付 件 数(件)      | 給 付 金 額(円) |
| 全 焼 ・ 全 壊     | 5               | 250,000    | 5               | 300,000    |
| 半 焼 ・ 半 壊     | 1               | 30,000     | 1               | 60,000     |
| 災 害 に よ る 死 亡 | 0               | 0          | 0               | 0          |
| 入院期間90日以上の傷害  | 0               | 0          | 0               | 0          |
| 床 上 浸 水       | 0               | 0          | 0               | 0          |
| 計             | 6               | 280,000    | 6               | 360,000    |

4 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金（吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例）

自然災害による被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

|                 |               |     |         |
|-----------------|---------------|-----|---------|
| 平成 6 年度(1994年度) | 災 害 弔 慰 金 支 給 | 3 件 | 750万円   |
|                 | 災害援護資金貸付      | 13件 | 2,080万円 |
| 〃 7 年度(1995年度)  | 災害援護資金貸付      | 7 件 | 1,190万円 |
| 〃 30年度(2018年度)  | 災 害 弔 慰 金 支 給 | 1 件 | 250万円   |

5 災害救助資金（吹田市災害救助資金貸付基金条例）

(1) 趣 旨

本市住民で災害により著しい被害を受け、その生業の維持及び家屋補修費等の調達が困難な状況にあるものに対して貸付けを行う。

(2) 貸付けを受ける要件

- ・独立の生計を営んでいる成人
- ・償還能力を有する
- ・現に資金の貸付けを受けていない

(3) 貸付条件

限 度 額 1 世帯30万円まで 貸付利率 無利子  
償還方法 4 か月据置き 20か月以内の月賦償還

(4) 貸付状況

令和 8 年(2026年) 4 月 1 日現在貸付累計 件数 49件、金額 910万円

(5) 基 金 額

1 億5,000万円 令和 8 年(2026年) 4 月 1 日現在

## 6 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力するとともに、地域住民の福祉増進に努め、相談・援助等の自主的活動を行っている。

吹田市の民生委員・児童委員総数は、令和8年(2026年)4月1日現在494人で、男女別の内訳は男性144人、女性350人となっており、23の地区協議会を組織し、活動の母体としている。このうち、平成6年(1994年)1月1日から制度が設けられた主任児童委員については、令和8年(2026年)4月1日現在32人となっている。

## 7 重層的支援体制整備事業

### (1) 事業概要

重層的支援体制整備事業は、地域主体で行われている既存の取組をいかし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施をすることで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざしている。

### (2) 各支援事業について

社会福祉法第106条の4第2項に基づき以下のア～ウの支援事業を一体的に実施している。これら3つの事業をより効果的かつ円滑に実施するため、エ～カの機能を重ね、連携させることで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成をめざしている。

#### ア 相談支援事業

本人や世帯の世代や属性を問わず相談を受け止め、世帯の課題やニーズを把握する事業

#### イ 参加支援事業

本人や世帯の状態に応じて、様々な体験等を通じて社会とのつながりをつくる事業

#### ウ 地域づくり事業

住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境を整備する事業

#### エ アウトリーチ等を通じた継続的支援

訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する機能

#### オ 多機関協働

本人や世帯を取り巻く複数の支援関係機関の役割りを調整する機能

#### カ 支援プランの作成

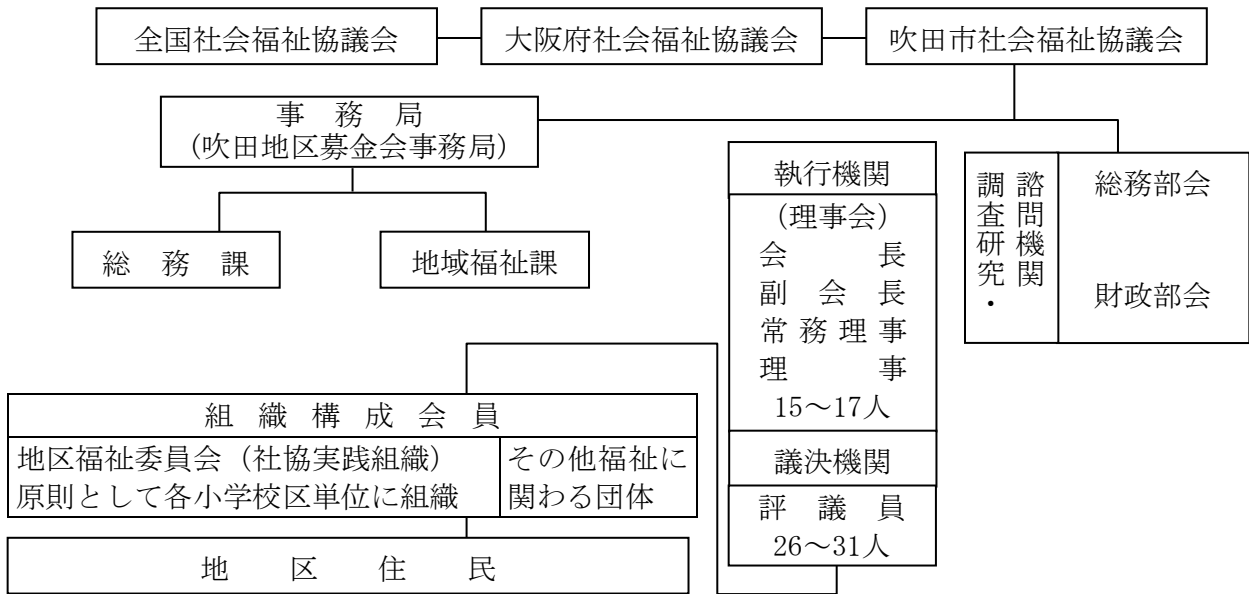
多機関協働により支援が必要と判断された場合に、提供する支援の種類や内容等が記載された支援プランを作成する機能

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会

昭和26年(1951年)4月1日設立、昭和45年(1970年)12月10日法人認可。

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」のため、地域で起こっている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え、解決に向け、関係団体や専門機関の協力を得ながら地域福祉を推進する民間の組織である。活動の中心は小学校区単位で組織されている地区福祉委員会で、地域福祉活動の母体となっている。

## (1) 組織及び事業



(2) ボランティアセンター 昭和63年(1988年)4月1日開設

ボランティア活動を市民が積極的に進められるように活動資機材等の条件整備及びボランティア活動の調査・研究や啓発・情報の提供を行うほか、ボランティア相談に応じるコーディネーターを配置して、ボランティア活動を求める側と提供する側との橋渡しを行う。

主な活動は、

- |   |                 |   |                       |
|---|-----------------|---|-----------------------|
| ア | ボランティアコーディネート   | イ | ボランティア相談事業（毎週月～金）     |
| ウ | ボランティア養成等各種講座開催 | エ | 広報・啓発活動（ボランティア情報紙発行等） |
| オ | 吹田市ボランティア連絡会支援  | カ | ボランティア情報ネットワーク        |
| キ | ボランティア保険の取扱い    | ク | ボランティア室・資機材の利用、貸出し    |
- などがある。

(3) 地区福祉委員会活動

地区福祉委員会は、自治会、高齢クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア等が構成メンバーとなり、自分たちが住んでいるまちを自分たちの力で明るく住みよいまちにしようという、地域福祉の実践活動を行っている。吹田市内で33の地区福祉委員会が組織され、それぞれの地

区内の援助を必要としている人に対して同じ地区内の住民が行う様々な活動を「小地域ネットワーク活動」と呼び、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」のような集団援助活動や、「見守り・声かけ訪問」のような個別援助活動がある。

主な活動は、

ア 見守り・声かけ活動    イ いきいきサロン    ウ ふれあい昼食会    エ 配食サービス  
オ 子育てサロン    カ 障がい者（児）交流事業    キ 世代間交流事業  
などがある。

(4) 重層的支援体制整備事業の一部受託

市からの委託業務として重層支援コーディネーターや市内の各ブロックごとにコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）等を配置している。ＣＳＷは、地区福祉委員会活動の支援を行うとともに、地域でのいろいろな困り事を専門機関や福祉施設、福祉団体などと連携しながら解決に努める。

(5) 生活支援コーディネーター業務の受託

市からの委託業務として広域型生活支援コーディネーター１名及び地域型生活支援コーディネーター２名を配置している。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう互いに支え合う地域づくりを各種団体や専門機関、地域住民と協働して推進していく。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業の受託

市からの委託業務（他法人との共同受託）として、生活困窮者自立支援センター（くらしサポートセンターすいた）に、相談支援員６名、就労支援員１名を配置している。生活保護に至る前の段階で、様々な事情により生活や仕事などにお困りの方（生活困窮者）に対し、相談や必要な支援を関係機関と連携して行っている。

(7) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人たちが、地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などを行い、生活を支援する。

平成12年(2000年)7月21日から事業を実施している。

(8) 吹田市社会福祉協議会施設連絡会事務局の運営

施設連絡会は、吹田市社会福祉協議会の組織構成会員に加入している社会福祉法人等の民間施設が集まり、地区福祉委員会等と連携し、地域福祉の向上を図っている。吹田市社会福祉協議会はその事務局を運営している。

(9) 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関運營業務の受託

市からの委託業務として、担当職員を３名配置している。認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援に係る地域連携ネットワークを構築するた

め、中核となる機関である吹田市権利擁護・成年後見支援センター（けんりサポートすいた）を設置し、運営している。

## 総合福祉会館

老人福祉センター、障害者福祉センターの機能を備えた総合的な福祉活動の拠点施設であり、通所による介護サービスの提供、障がい者向け教室の実施、関係福祉団体への部屋の貸出しを行っている。建物は各種の保健事業を実施する保健センター等との複合施設である。（昭和62年（1987年）4月1日開館）

### 施設概要

|           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 位 置       | 出口町19番2号                                 |
| 構 造 ・ 規 模 | 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建                       |
| 敷 地 面 積   | 5,517.12㎡ 延べ床面積 6,974.31㎡ 建築面積 1,929.24㎡ |
| 工 費       | 1,773,828千円                              |

|         |                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| ○総合福祉会館 | 1階・2階・5階                                                              |
| 延べ床面積   | 3,452㎡                                                                |
| 施 設 内 容 | 集会室、調理室、作業室、ボランティア室、和室、<br>団体共用室、バンビ親子教室、会議室、教養娯楽室、大広間、相談室、<br>事務室など。 |

## 1 生活介護事業

平成25年（2013年）4月からは障害者総合支援法に基づき、事業を実施している。

対 象 市内に居住する在宅の障がい者

事業内容 （通所は1人につき週1～5回）

ア 機能訓練・創作的活動    イ 健康管理    ウ 福祉・生活などの相談  
エ 給食サービス    オ 送迎サービス    カ 入浴サービス

## 2 障がい者向け教室事業

対 象 市内に居住する在宅の障がい者

事業内容

ア 日常生活動作訓練      イ 社会適応訓練      ウ 創作・軽作業

| 教 室 名             | 実 施 曜 日    | 実 施 時 間           |
|-------------------|------------|-------------------|
| 陶 芸 教 室           | 毎週 水曜      | 午前10時～正午          |
| ス ト レ ッ チ 体 操 教 室 | 毎週 水曜      | 午後 1 時～ 3 時       |
| 七 宝 焼 教 室         | 第 2 ・ 4 火曜 | 午前10時～正午          |
| 料 理 教 室           | 第 1 ・ 3 金曜 | 午後 1 時30分～ 3 時30分 |
| リ フ レ ッ シ ュ 教 室   | 年 4 回      | 午前10時～午後 2 時      |
| 歌 う 仲 間 教 室       | 年 5 回      | 午後 1 時～ 3 時       |
|                   | 年 3 回      | 午後 1 時～ 3 時       |

## 3 その他講習会など

| 講習会等名称               | 実 施 曜 日          | 実 施 時 間                 | 備 考    |
|----------------------|------------------|-------------------------|--------|
| 手 話 講 習 会<br>(入門コース) | 4～3月の毎週火曜<br>水曜  | 午前10時～正午<br>午後 7 時～ 9 時 | 障がい福祉室 |
| 手 話 講 習 会<br>(会話コース) | 5～10月の毎週水曜<br>金曜 | 午前10時～正午<br>午後 7 時～ 9 時 |        |
| ステップアップ手話講座          | 1～3月の毎週金曜        | 午後 7 時～ 9 時             |        |
| 点 字 講 座              | 9～11月の毎週木曜       | 午後 1 時30分～ 3 時30分       |        |
| 要約筆記者養成講座            | 6～10月の毎週金曜       | 午後 1 時30分～ 4 時30分       |        |

## 4 貸室の利用状況

高齢者・障がい者・ひとり親家庭の各関係福祉団体やボランティア団体・社会福祉協議会等に福祉活動の場を提供する。

| 年 度<br>室 名    | 令和 5 (2023)  |               | 令和6(2024)  |             | 令和7(2025)  |             |
|---------------|--------------|---------------|------------|-------------|------------|-------------|
|               | 件 数<br>( 件 ) | 利用人数<br>( 人 ) | 件 数<br>(件) | 利用人数<br>(人) | 件 数<br>(件) | 利用人数<br>(人) |
| 調 理 室         | 148          | 1,149         | 142        | 1,016       | 148        | 1,029       |
| 集 会 室         | 0            | 0             | 289        | 7,743       | 441        | 13,354      |
| 作 業 室         | 508          | 4,548         | 506        | 4,700       | 508        | 4,621       |
| 第 一 会 議 室     | 0            | 0             | 245        | 2,659       | 341        | 4,021       |
| 第 二 会 議 室     | 355          | 2,415         | 340        | 2,439       | 399        | 2,882       |
| 第 三 会 議 室     | 614          | 8,759         | 486        | 8,413       | 417        | 7,396       |
| 和 室 ( 2 F )   | 329          | 3,479         | 217        | 2,928       | 268        | 3,394       |
| 大 広 間 ( 5 F ) | 683          | 16,978        | 654        | 16,999      | 622        | 13,904      |
| 屋 上 広 場       | 42           | 763           | 36         | 755         | 37         | 1,197       |
| 合 計           | 2,679        | 38,091        | 2,915      | 47,652      | 3,181      | 51,798      |

※ 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため貸室を中止、又は定員を減らして運用したことから件数・利用人数は減少した。

## 障がい者(児)福祉

### 1 障がい福祉施策の対象者

#### (1) 身体障害者手帳交付状況

令和8年(2026年)3月31日現在(単位:人)

| 障がいの内容          |    | 1     | 2     | 3     | 4     | 5   | 6     | 小 計    | 合 計    |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|--------|
| 等 級             |    |       |       |       |       |     |       |        |        |
| 視 覚 障 が い       | 児童 | 4     | 2     | 0     | 1     | 1   | 0     | 8      | 776    |
|                 | 成人 | 224   | 257   | 48    | 64    | 149 | 26    | 768    |        |
| 聴 覚 ・ 平 衡 障 が い | 児童 | 0     | 17    | 4     | 3     | 0   | 9     | 33     | 835    |
|                 | 成人 | 62    | 157   | 82    | 200   | 4   | 297   | 802    |        |
| 肢 体 不 自 由       | 児童 | 91    | 50    | 31    | 4     | 5   | 2     | 183    | 6,307  |
|                 | 成人 | 1,019 | 1,057 | 952   | 1,536 | 595 | 965   | 6,124  |        |
| 音 声 ・ 言 語 障 が い | 児童 | 0     | 0     | 0     | 2     | 0   | 0     | 2      | 131    |
|                 | 成人 | 1     | 6     | 63    | 59    | 0   | 0     | 129    |        |
| 内 部 障 が い       | 児童 | 33    | 1     | 14    | 8     | 0   | 0     | 56     | 3,892  |
|                 | 成人 | 2,245 | 69    | 616   | 906   | 0   | 0     | 3836   |        |
| 小 計             | 児童 | 128   | 70    | 49    | 18    | 6   | 11    | 282    | 11,941 |
|                 | 成人 | 3,551 | 1,546 | 1,761 | 2,765 | 748 | 1,288 | 11,659 |        |
| 合 計             |    | 3,679 | 1,616 | 1,810 | 2,783 | 754 | 1,299 | 11,941 |        |

#### (2) 療育手帳交付状況

令和8年(2026年)3月31日現在(単位:人)

| 障がい程度 |  | 重 度(A) | 中 度(B1) | 軽 度(B2) | 計     |
|-------|--|--------|---------|---------|-------|
| 区 分   |  |        |         |         |       |
| 児 童   |  | 381    | 157     | 595     | 1,133 |
| 成 人   |  | 1,172  | 505     | 848     | 2,525 |
| 計     |  | 1,553  | 662     | 1,443   | 3,658 |

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和8年(2026年)3月31日現在(単位:人)

| 障 が い 等 級 | 1   | 2     | 3     | 計     |
|-----------|-----|-------|-------|-------|
| 交 付 者     | 252 | 2,361 | 2,060 | 4,673 |

## 2 障がい者計画及び障がい福祉計画

障がい者計画の基本理念「住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田」を実現するため、具体的な福祉サービス等の提供体制の整備を定めた障がい福祉計画とともに、全てのライフステージを通じて切れ目のない、谷間のない支援体制の構築に取り組んでいく。

|         | 第4期吹田市障がい者計画                                  | 第7期吹田市障がい福祉計画                                          |
|---------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 根 拠 法   | 障害者基本法                                        | 障害者総合支援法                                               |
| 計 画 期 間 | 平成28年度(2016年度)～<br>令和8年度(2026年度)              | 令和6年度(2024年度)～<br>令和8年度(2026年度)                        |
| 内 容     | 本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的考え方等を定める計画 | 本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画 |

## 3 自立支援医療（更生医療）給付事業

身体障害者手帳の所持者が障がい程度を軽くし、また残された機能回復のために治療を受けた場合、医療費の一部を支給する。

令和7年度(2025年度)

| 給付決定者数(人) | 延べ件数(件) | 医療費(給付額)(円) |
|-----------|---------|-------------|
| 379       | 5,037   | 308,419,676 |

## 4 障がい者医療費助成事業

障がい者医療費助成の状況

令和7年度(2025年度)

| 延べ対象者数(人) | 延べ受診件数(件) | 医療費総額(円)       | 助成額(円)      | 月 平 均            |                 |                 |
|-----------|-----------|----------------|-------------|------------------|-----------------|-----------------|
|           |           |                |             | 1人当たり<br>受診回数(回) | 1件当たり<br>医療費(円) | 1件当たり<br>助成額(円) |
| 64,514    | 185,548   | 12,689,999,850 | 730,889,264 | 2.9              | 68,392          | 3,939           |

## 5 手当・給付金等

| 区 分                     | 対 象 者                                                                                            | 令和 7 年度<br>(2025 年度)<br>支給金額                 | 対 象 者 数                                                     | 支 給 額                                 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 特別児童<br>扶養手当            | 中程度以上の障がい等を有する20歳未満の児童を監護する父又は母、あるいは養育者で所得限度額以下の者                                                | 月額<br>重度障がい児<br>56,800円<br>中度障がい児<br>37,830円 | 重度障がい児<br>418人<br>中度障がい児<br>660人<br>(令和 8 (2026)<br>3.31現在) | (国で支給)                                |
| 障がい児<br>福祉手当            | 20歳未満の身障手帳 1 級又は 2 級の一部、療育手帳 A の一部又は判定書の最重度の者、身体の機能の障がい又は長期にわたり安静を必要とする症状により上記と同程度以上の者で所得限度額以下の者 | 月額<br>16,100円                                | 277人<br>(令和 8 (2026)<br>3.31現在)                             | 54,017,260円<br>(令和 7 年度<br>(2025年度))  |
| 特別障がい者<br>手当            | 20歳以上で身体障がい、知的障がい又は精神障がいなど心身に著しく重度の障がいがあり日常生活において常時特別の介護を必要とする者で所得限度額以下の者                        | 月額<br>29,590円                                | 455人<br>(令和 8 (2026)<br>3.31現在)                             | 154,354,920円<br>(令和 7 年度<br>(2025年度)) |
| 重度障がい者<br>在宅介護支援給<br>付金 | 重度の重複障がいを有する障がい者(児)と同居し、介護する者                                                                    | 月額<br>10,000円                                | 197人<br>(令和 8 (2026)<br>3.31現在)                             | (府で支給)                                |

## 6 在日外国人重度障がい者給付金

昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳に達していた重度障がい者の外国人で障がい基礎年金等の受給資格のない者に支給する。

令和 7 年度(2025年度) 0 件 0 円 (月額 2 万円)

## 7 福祉事業に係る診断料助成

心身障がい者(児)の施設入所、短期入所、特別障がい者手当等給付金、補装具等の申請に必要な健康診断書(又は意見書)作成に要する文書料を市町村民税非課税世帯を対象に助成する。

令和 7 年度(2025年度) 57件 34万7,550円

## 8 ガイドヘルパーの派遣(移動支援)

令和 7 年度(2025年度)

| 利 用 実 人 数 (人) | 延べ利用時間 (時間) |
|---------------|-------------|
| 1,020         | 159,627     |

## 9 ホームヘルパーの派遣（居宅介護等給付費の支給）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障がい者（児）や、難病患者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して必要な家事・身の回りの世話等を行う。

令和7年度(2025年度)

|       | 実派遣人数若しくは世帯（人） | 延べ派遣時間（時間） |
|-------|----------------|------------|
| 障がい者等 | 2,348          | 518,816    |

## 10 補装具・日常生活用具の交付等

### (1) 補装具・日常生活用具交付事業

身体障がい者（児）の身体上の障がいを補うため補装具費の支給を、また日常生活の便宜を図るために日常生活用具を交付する。

令和7年度(2025年度)

| 補装具  |       |             | 日常生活用具 |       |             |
|------|-------|-------------|--------|-------|-------------|
| 区分   | 件数(件) | 金額(円)       | 区分     | 件数(件) | 金額(円)       |
| 成人交付 | 319   | 44,043,394  | 成人支給   | 8,463 | 98,440,419  |
| 成人修理 | 265   | 13,738,894  | 児童支給   | 1,337 | 17,811,421  |
| 児童交付 | 169   | 54,028,577  |        |       |             |
| 児童修理 | 90    | 5,036,136   |        |       |             |
| 計    | 843   | 116,847,001 | 計      | 9,800 | 116,251,840 |

### (2) 身体障がい者自動車改造助成

就労等のため新たに購入する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある所得制限限度額以下の身体障がい者に対し、その費用について10万円を限度に補助する。

令和7年度(2025年度) 4件 31万2,870円

### (3) 身体障がい者自動車運転技能習得助成

身体障がい者が就労等のため普通自動運転免許を取得した際に要した費用について4万5,000円を限度に補助する。

令和7年度(2025年度) 1件 4万5,000円

### (4) 重度心身障がい者（児）介護人自動車運転技能習得助成

心身障がい者（児）の社会生活の向上を図るため、その介護者が普通自動車運転免許を取得した際に要した費用について、4万5,000円を限度に補助する。

令和7年度(2025年度) 0件 0円

(5) 福祉電話の貸与（市単独）

電話を所有しない低所得の重度身体障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保等を図るため、架設料及び基本料を市で負担し、電話を貸与する。

令和7年度(2025年度) 6件 14万5,098円

(6) 重度障がい者福祉タクシー料金助成事業

在宅の1・2級身体障がい者（児）のうち視覚・肢体（上肢のみは除く）・内部の障がい者（児）と在宅の重度知的障がい者（児）・重度精神障がい者（児）に対して、市と契約しているタクシー会社のタクシー利用料金の中型車までの乗車運賃分のうち600円を上限とする利用券（年間最大60枚）を交付する。1回の乗車につき支払料金が1,200円までは1枚のみ、1,200円以上は2枚まで使用可能。また、在宅の身体障がい者（児）のうち下肢・体幹・脳性麻痺の1・2級、又は内部障害1級に該当する方には、リフト付き福祉タクシーの乗車運賃分のうち3,000円を上限とする利用券（年間最大48枚）を交付する。

令和7年度(2025年度) 利用枚数 4万8,365枚 4,108万9,570円

(7) 重度障がい者世帯家具等転倒防止器具設置助成事業

転倒防止器具を自力で取り付けできない重度障がい者世帯に対し、転倒防止器具の材料費・設置費用等を助成する。市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯であって、重度障がい者のみの世帯、または重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯が対象。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ利用件数(件) | 0                 | 0                 | 0                 |

## 11 住宅改造に対する助成

重度障がい者等の日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用について、50万円を限度に補助する。

令和7年度(2025年度) 1件 50万円

## 12 障がい者社会参加促進事業（自立支援給付事業）

令和7年度(2025年度)

| 対象人員(人) | 利用延べ日数(日) | 支出額(円)        |
|---------|-----------|---------------|
| 3,323   | 523,820   | 7,009,596,570 |

### 13 精神障害者通所型障害福祉サービス助成事業

精神障がい者の受け入れ推進及び処遇の充実を図るため、通所型障がい福祉サービスを実施する事業者に対し、補助金を交付する。

令和7年度(2025年度)      9事業所      2,766万9,762円

### 14 精神障害者居宅介護受入れ助成事業

精神障がい者が安心して地域で生活するための支援体制の充実を図るため、居宅介護事業所に対し、精神障がい者の受入れ人数に応じて補助金を交付する。

令和7年度(2025年度)      6事業所      444万円

### 15 医療的ケア者受入れ促進事業

医療的ケアを要する障がい者を受入れる事業者に対し、医療的ケア者の受入れ先の促進を図るため、補助金を交付する。

令和7年度(2025年度)      受入れ促進等：2事業所      1,726万円

備品購入費      ：2事業所      363万8,000円

### 16 強度行動障がい者受入れ助成

強度行動障がい者を有する障がい者の受入れ先の促進を図るため、強度行動障がい者を有する障がい者を受入れる生活介護事業者に対し、強度行動障がい者を有する障がい者の受入れ人数に応じて補助金を交付する。

令和7年度(2025年度)      24事業所      1,978万円

### 17 短期入所施設に対する助成

短期入所事業の推進を図るため、実施施設の運営費補助を行う。

令和7年度(2025年度)      常照園      1,050万円

### 18 障がい福祉サービス等人材確保・養成事業

#### (1) 障がい福祉サービス等資格取得支援

増大するサービスや多様化するニーズに適切に対応するため、障がい福祉サービス等事業者に対し、サービス提供に必要な資格取得のための研修に係る受講費用の一部を助成する。

令和7年度(2025年度)      63法人、186人      348万1,000円

#### (2) 障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入支援事業（国庫補助）

就労作業の効率化を図る機器を導入する障害福祉サービス事業者に対し、費用を助成。

令和7年度(2025年度)      2事業所      237万円

(3) 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（国庫補助）

ICT機器及び介護ロボットを導入する障害福祉サービス事業者に対し、費用を助成。

令和7年度(2025年度) 6事業所 265万3,000円

(4) 障害福祉サービス事業所等サポート事業（国庫補助）

処遇改善加算の新規取得及びより上位区分の加算取得を支援する福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進、また、採用活動に課題を抱える障害福祉サービス事業者等に対して、効果的な採用活動を促す人材確保対策事業を事業委託し、研修や個別相談等を実施。

令和7年度(2025年度) 87万5,707円

## 19 障がい者グループホーム運営助成事業

障がい者が住み慣れた地域の中で自立して生活する場の確保を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、補助を行う。

令和7年度(2025年度) 67か所 4,243万3,000円

## 20 障害者就労支援事業

障がい者の授産工賃の向上及び働く場の拡充を図るため、授産製品の販売や役務の共同受注等就労支援事業を実施する法人に対し、役務現場従事者等の人件費補助を行う。

令和7年度(2025年度) 吹田市障がい者の働く場事業団 1,497万1,000円

## 21 障害者福祉施設整備補助事業（国庫補助）

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業等を実施するために施設・事業所の創設や大規模修繕等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し補助を行う。

令和7年度(2025年度) 1法人 3,944万7,000円

## 22 障害児・者支援体制整備補助

計画相談支援及び障がい児相談支援の普及を促進し、相談支援ネットワークの構築及び発展に寄与することを目的とし、市内の特定相談・障がい児相談支援事業者に対し、障害福祉サービス等の提供するための「サービス等利用計画案等」の作成に必要な人材確保のための経費の一部を補助する。

令和7年度(2025年度) 12事業所 395万7,842円

## 23 ボランティア活動助成

手話通訳奉仕を行うボランティア団体に対し、ボランティア活動の振興を図るため、活動費の補助を行う。

令和7年度(2025年度)は、手話通訳奉仕116,900円の補助金を交付した。

## 24 手話講習会、点字講座、要約筆記者養成講座

手話講習会、点字講座及び要約筆記者養成講座を開き、ボランティアの養成を図るとともに、聴覚・視覚障がい者に対する理解を深める。

令和7年度(2025年度) 手話講習会 154回 114万8,200円、点字講座 34回 33万7,600円  
要約筆記者養成講座 18回 34万7,000円

## 25 障がい者等相談支援事業

障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

令和7年度(2025年度) 障がい者相談支援センター 6か所 1億2,257万9,741円

## 26 (令和7年度から) 障害者社会参加促進事業(重層)

地域活動支援センター機能強化 障がい者等への創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の社会参加と自立の促進を目指す。

令和7年度(2025年度) 3か所 1,963万554円

## 障害者支援交流センター（愛称：あいほうぷ吹田）

### 施設の概要

|       |                                                     |      |           |       |           |
|-------|-----------------------------------------------------|------|-----------|-------|-----------|
| 位 置   | 千里万博公園12番27号                                        |      |           |       |           |
| 目 的   | 身体障がい者及び知的障がい者の自立と社会参加を支援し、併せて市民相互の交流を図る。           |      |           |       |           |
| 敷地面積  | 4,992.20㎡                                           | 建築面積 | 2,627.18㎡ | 延べ床面積 | 5,829.85㎡ |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建                                  |      |           |       |           |
| 管理運営  | 社会福祉法人さつき福社会を指定管理者としている。指定期間は令和5年(2023年)4月1日から10年間。 |      |           |       |           |

### 主な施設

- ・生活介護施設（令和7年度(2025年度)利用者 延べ 8,334人）  
作業室、社会適応訓練室、日常生活訓練室、食堂、相談室、介助浴室、特殊浴室
- ・障がい者短期入所施設（令和7年度(2025年度)利用者 延べ 3,004人）  
短期入所室、宿直室、居間兼食堂
- ・共用施設（令和7年度(2025年度)利用者 延べ 5,429人）  
研修室兼多目的ホール、団体ボランティア室、会議室、屋内プール、作業室、日常生活訓練室、食堂、介助浴室

開設年月日 平成13年(2001年)5月1日

## 高 齢 者 福 祉

### 1 高齢者福祉施策の対象者

60歳以上人口分布

(住民基本台帳による実績)

| 年 月 日<br>年齢階層 | 令和 6 (2024)<br>3 月末 | 令和 7 (2025)<br>3 月末 | 令和 8 (2026)<br>3 月末 |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 60 ～ 64歳      | 20,471人             | 21,563人             | 22,728人             |
| 65 ～ 69       | 17,461              | 17,471              | 17,726              |
| 70 ～ 74       | 20,622              | 19,087              | 17,882              |
| 75 ～ 79       | 20,464              | 21,516              | 22,821              |
| 80 ～ 84       | 15,929              | 16,057              | 15,308              |
| 85 ～ 89       | 10,288              | 10,455              | 10,676              |
| 90 ～ 94       | 4,708               | 4,997               | 5,509               |
| 95 ～ 99       | 1,255               | 1,351               | 1,447               |
| 100 ～         | 222                 | 210                 | 222                 |
| 65歳以上人口       | 90,949人             | 91,144人             | 91,591人             |
| 65歳以上人口比率     | 23.8%               | 23.7%               | 23.7%               |

### 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第9期計画（2024-2026）期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、85歳以上人口は急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれている。これらの状況を見据え、第9期計画の基本指針においては、「介護サービス基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」がポイントとして掲げられており、これらの動向を踏まえ、第8期計画（2021-2023）の検証及び見直しを行うとともに、高齢者等の生活と健康に関する調査などを踏まえ、「第9期吹田健やか年輪プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を令和6年（2024年）3月に策定した。

なお、第9期計画では、吹田市の65歳以上人口がピークを迎える2050年を見据え取り組んでいく。

#### 基本目標

#### 1 生きがいと健康づくり・介護予防の推進

生きがいづくりの推進、生涯を通じた健康づくりの推進、介護予防事業の充実

#### 2 地域における支援体制の充実

地域包括支援センターの適切な運営と機能強化、地域での支え合い機能の強化、在宅医療と介護の連携の推進

### 3 認知症施策の推進

認知症についての啓発、認知症の人とその家族への支援、  
効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

### 4 生活支援・介護保険サービスの充実

自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着、高齢者安心・自信サポート事業の充実、  
在宅高齢者と家族介護者への支援、介護保険サービス利用者の支援の充実、  
介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

### 5 安心・安全な暮らしの充実

高齢者の住まいの安定確保に向けた支援、安心・安全な生活環境の推進、  
防災・防犯の取組の充実、権利擁護体制の充実

## 3 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、平成17年(2005年)の介護保険法の改正で平成18年(2006年)4月から、  
地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療等様々な面から総合的に支えるために設けられ  
た。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、「地域支援  
事業」のうちの「包括的支援事業」を地域において一体的に実施している。また、要支援者等に  
対する介護予防サービス計画等の作成を行う業務も地域包括支援センターが実施している。

| 名 称                | 所 在 地         |
|--------------------|---------------|
| 吹一・吹六地域包括支援センター    | 内本町2丁目2番12号   |
| 吹三・東地域包括支援センター     | 幸町22番5号       |
| 片山地域包括支援センター       | 山手町1丁目1番1号    |
| 岸部地域包括支援センター       | 岸部北1丁目24番2号   |
| 南吹田地域包括支援センター      | 穂波町21番23-103号 |
| 豊津・江坂地域包括支援センター    | 江坂町4丁目20番1号   |
| 千里山東・佐井寺地域包括支援センター | 千里山高塚2番11号    |
| 千里山西地域包括支援センター     | 千里山西1丁目41番15号 |
| 亥の子谷地域包括支援センター     | 山田西1丁目26番20号  |
| 山田地域包括支援センター       | 山田東2丁目31番5号   |
| 千里丘地域包括支援センター      | 長野東12番32号     |
| 桃山台・竹見台地域包括支援センター  | 津雲台1丁目2番1号    |
| 佐竹台・高野台地域包括支援センター  | 佐竹台2丁目3番1号    |
| 古江台・青山台地域包括支援センター  | 古江台3丁目9番3号    |

| 名 称                           | 所 在 地                    |
|-------------------------------|--------------------------|
| 津雲台・藤白台地域包括支援センター             | 津雲台 4 丁目 7 番 2 号         |
| 基幹型地域包括支援センター<br>(吹田市役所高齢福祉室) | 泉町 1 丁目 3 番 40 号 低層棟 1 階 |

#### 4 在宅福祉サービス事業

##### (1) 高齢者日常生活用具給付

事業開始年度 昭和51年度(1976年度)

給付 4 品目、貸与 1 品目。品目ごとに利用要件が異なる。世帯状況等により自己負担が必要。

対象用具 緊急通報装置（給付）、電磁調理器（給付）、自動消火器（給付）、  
火災警報器（給付）、高齢者用電話（貸与）

| 対象用具        | 令和 5 年度(2023年度)<br>新規設置件数(件) | 令和 6 年度(2024年度)<br>新規設置件数(件) | 令和 7 年度(2025年度)<br>新規設置件数(件) |
|-------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 緊急通報装置      | 156                          | 140                          | 111                          |
| 人感センサー      | 7                            | 39                           | 17                           |
| 電 磁 調 理 器   | 36                           | 32                           | 32                           |
| 自 動 消 火 器   | 0                            | 0                            | 0                            |
| 火 災 警 報 器   | 1                            | 1                            | 2                            |
| 高 齢 者 用 電 話 | 13                           | 10                           | 7                            |

##### (2) 緊急通報システム

事業開始年度 平成 3 年度(1991年度)

おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者の属する高齢者世帯等を対象とし、緊急時に電話回線を通じ委託業者と対象者宅を結ぶもので、ペンダント型送信機のボタンや装置に組み込まれた非常ボタンを押すと委託業者の緊急通報受信センターに自動的に連絡される。

##### (3) 人感センサー

事業開始年度 令和 3 年度(2021年度)

本市の緊急通報システム利用者のうち、ひとり暮らしで心疾患等の持病のため意識消失の恐れがある方等を対象に、一定時間動きを察知しないと委託業者の緊急通信受信センターに自動的に連絡する人感センサーを自宅に設置する。

(4) 高齢者訪問理美容サービス

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

加齢による心身の機能低下等により、自力又は介助によって理髪店又は、美容室に出向くことが困難な在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者が対象。介護保険の要介護3から5に該当していることが必要。理・美容師が直接自宅を訪問して理髪又は美容を実施する際の出張費用を助成。理髪料、美容料は全額自己負担。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ利用件数(件) | 40                | 83                | 118               |

(5) 高齢者家具転倒防止器具設置助成事業

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

転倒防止器具を自力で取り付けできない65歳以上の高齢者世帯に対し、転倒防止器具の設置費用等を助成する。市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯であって、介護保険で要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者のみで構成される世帯が対象。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ利用件数(件) | 2                 | 2                 | 6                 |

(6) 高齢者支援事業者との連携による見守り

事業開始年度 平成24年(2012年)3月

高齢者と関わりのある地域の様々な業種の事業者と連携し、独り暮らし高齢者等を地域全体で支援し、見守る体制をつくる。事業者が日常業務の範囲内で独り暮らし高齢者等の異変に気付いた場合に、地域包括支援センターに連絡することにより、早期に問題を発見し、効果的な支援へつなげる。

|                   | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ登録事業者数<br>(事業者) | 763               | 767               | 771               |

(7) 介護用品支給

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

介護保険で要介護4又は5と認定されたおむつを使用している要介護者を、在宅で介護している家族等が対象。高齢者及び家族全員が市民税非課税世帯(生活保護受給世帯は対象外)に属していることが必要。おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ、清拭用品等の費用として1か月当たり6,250円分の給付券を交付する。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ利用件数(件) | 1,248             | 1,504             | 1,450             |

## 5 通いの場補助事業

事業開始年度 平成11年度(1999年度)

街かどデイハウス(小規模で家庭的な雰囲気施設の施設において、健康体操、健康チェック、給食、介護予防活動、レクリエーションなどのサービスを提供する通所サービス)を運営する民間非営利団体等を対象に、補助金を交付する。

|            | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 補助対象団体(か所) | 7                 | 6                 | 6                 |
| 延べ利用者数(人)  | 10,995            | 9,498             | 9,090             |

## 6 福祉の措置等事業

老人福祉法に規定される、特別養護老人ホームや養護老人ホームへの入所措置等を実施。高齢者虐待対応短期入所生活介護や認知症による徘徊等のため緊急での保護を行う要援護高齢者緊急短期入所とあわせ、高齢者の権利擁護に取り組んでいる。

養護老人ホーム入所措置

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 措置者数(人)   | 20                | 19                | 21                |
| 延べ措置者数(人) | 245               | 231               | 224               |
| 措置費(円)    | 54,467,305        | 52,979,222        | 52,543,627        |

やむを得ない措置

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 措置者数(人)   | 0                 | 1                 | 1                 |
| 延べ措置者数(人) | 0                 | 4                 | 3                 |
| 措置費(円)    | 0                 | 388,128           | 264,260           |

## 7 いきがい対策事業

### (1) 高齢クラブ活動補助

会員の教養の向上及び健康の増進を図ることを目的として、高齢クラブ活動に助成している。

|              | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 連合会補助額（円）    | 1,146,480         | 1,105,440         | 1,024,170         |
| 単位クラブ補助額（円）  | 9,596,160         | 9,092,467         | 8,340,480         |
| 社会奉仕活動補助額（円） | 500,000           | 500,000           | 500,000           |
| 高齢クラブ数（クラブ）  | 177               | 171               | 156               |
| 高齢クラブ会員数（人）  | 10,155            | 9,667             | 8,763             |

※単位クラブ（会員50人以上 1クラブ年額） 57,600円

（会員30人～49人 1クラブ年額） 34,560円

### (2) 高齢者関係団体用福祉バス

高齢者関係団体に対して、高齢者福祉事業の振興と高齢者福祉の増進を図るため、福祉バスを貸し付ける。

|            | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ利用者数（人）  | 4,355             | 4,964             | 5,220             |
| 利 用 台 数（台） | 118               | 124               | 129               |

### (3) いきがい教室の開催

趣味の教室への参加を通じ高齢者の生きがいを充実させ、友達づくりを図り、もってその生活を健康で豊かなものにするため各種教室を開催している。

事業開始年度 昭和54年度（1979年度）

対 象 者 60歳以上の市民

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ受講者数（人） | 4,840             | 5,584             | 5,986             |

### (4) 高齢者友愛訪問活動の実施

高齢者の孤独感を解消し、地域社会との交流を深め、生きがいを高めるため、寝たきり高齢者、独り暮らし高齢者の日常生活の状況把握などを行い、適切な助言又は連絡を必要とする、75歳以上の方及び75歳以上の高齢者世帯や、65歳から74歳までの寝たきりや、独り暮らしで声掛けや見守りが必要な方を訪問し激励する。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 訪問件数(件) | 3,848             | 3,691             | 3,421             |

(5) 在日外国人高齢者給付金

在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に支給

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 支給人数(人) | 3                 | 2                 | 1                 |

8 ふれあい交流サロンに助成

高齢者から乳幼児までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場と高齢者の閉じこもり対策事業の実施拠点となるふれあい交流サロンの運営団体に助成している。

|            | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 補助対象団体(か所) | 12                | 12                | 12                |
| 延べ利用者数(人)  | 41,193            | 46,039            | 48,607            |

9 高齢者いこいの間

高齢者の文化・教養の向上、レクリエーション等、高齢者が気軽に憩える場所として、おおむね小学校区ごとに1か所、計35地区に設置している。

設置の態様から分類すると、公民館等併設型23か所、市民ホール利用型7か所、民有施設補助型1か所、民間施設借上型1か所、単独型3か所となっている。

| 学 区 別 | 施 設 名        | 開 設 年 月 日          |
|-------|--------------|--------------------|
| 吹 一 小 | 吹一地区高齢者いこいの間 | 昭和45年(1970年)4月1日   |
| 吹 六 小 | 吹六地区         | 〃 56年(1981年)5月1日   |
| 吹 二 小 | 吹二地区         | 〃 56年(1981年)1月5日   |
| 吹 三 小 | 吹三地区         | 〃 55年(1980年)11月1日  |
| 東 小   | 東地区          | 〃 51年(1976年)12月10日 |
| 吹 南 小 | 吹南地区         | 〃 51年(1976年)12月10日 |
| 片 山 小 | 片山地区         | 〃 59年(1984年)5月1日   |
| 千 一 小 | 千一地区         | 〃 50年(1975年)4月1日   |
| 千 二 小 | 千二地区         | 〃 55年(1980年)5月1日   |
| 東佐井寺小 | 東佐井寺地区       | 〃 61年(1986年)5月1日   |
| 佐井寺小  | 佐井寺地区        | 〃 62年(1987年)5月1日   |
| 千 三 小 | 千三地区         | 〃 54年(1979年)5月1日   |
| 千里新田小 | 千里新田地区       | 〃 62年(1987年)5月1日   |
| 山 手 小 | 山手地区         | 〃 52年(1977年)4月1日   |
| 豊 一 小 | 豊一地区         | 〃 51年(1976年)12月1日  |
| 豊 二 小 | 豊二地区         | 〃 56年(1981年)4月1日   |
| 江坂大池小 | 江坂大池地区       | 〃 60年(1985年)5月1日   |
| 岸 一 小 | 岸一地区         | 〃 55年(1980年)5月1日   |
| 岸 二 小 | 岸二地区         | 〃                  |
| 山 一 小 | 山一地区         | 昭和51年(1976年)10月1日  |
| 北山田小  | 北山田地区        | 〃 61年(1986年)5月1日   |

| 学 区 別            | 施 設 名   | 開 設 年 月 日          |
|------------------|---------|--------------------|
| 山 二 小            | 山二地区 "  | " 51年(1976年)10月1日  |
| 東 山 田 小          | 東山田地区 " | " 58年(1983年)5月1日   |
| 山 三 小            | 山三地区 "  | " 53年(1978年)2月1日   |
| 山 三 小<br>(旧山五校区) | 山五地区 "  | 平成元年(1989年)5月1日    |
| 南 山 田 小          | 南山田地区 " | 昭和55年(1980年)5月1日   |
| 西 山 田 小          | 西山田地区 " | " 57年(1982年)5月1日   |
| 佐 竹 台 小          | 佐竹台地区 " | " 51年(1976年)10月21日 |
| 高 野 台 小          | 高野台地区 " | " 51年(1976年)7月21日  |
| 津 雲 台 小          | 津雲台地区 " | " 51年(1976年)10月21日 |
| 桃 山 台 小          | 桃山台地区 " | " 51年(1976年)7月21日  |
| 千里たけみ小           | 竹見台地区 " | " 51年(1976年)8月21日  |
| 古 江 台 小          | 古江台地区 " | "                  |
| 藤 白 台 小          | 藤白台地区 " | 昭和51年(1976年)7月21日  |
| 青 山 台 小          | 青山台地区 " | " 51年(1976年)10月21日 |

## 10 高齢者いこいの家

位 置 岸部中1丁目24番11号

敷 地 面 積 1,515.37㎡

延べ床面積 449.27㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造平屋建

開設年月日 昭和63年(1988年)1月22日

(増改築供用開始年月日 平成13年(2001年)2月1日)

利用対象者 おおむね60歳以上の市民

設 置 目 的 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

指定管理者 (株)ビケンテクノ

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数(人) | 12,156            | 12,726            | 15,332            |

## 11 敬老事業

### (1) 地区敬老行事（地区敬老行事運営委員会主催）

75歳以上の方を対象に、9月以降に各地区で、地区敬老行事を開催する。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 参加者数（人）   | 36,310            | 38,499            | 34,169            |
| 開催地区数（地区） | 28                | 28                | 26                |

### (2) 長寿祝賀事業

100歳の高齢者の代表者を市長が訪問する。また、100歳の方に祝金、祝状を贈呈する。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 贈呈者数（人） | 117               | 86                | 95                |

結婚50周年を迎える金婚夫婦の方に祝状を贈呈する。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 贈呈組数（組） | 115               | 107               | 98                |

## 12 高齢者生きがい活動センター事業

高齢者生きがい活動センター

|       |                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位 置   | 津雲台1丁目2番1号（千里ニュータウンプラザ5階）                                                                                     |
| 延べ床面積 | 465.02㎡（高齢者生きがい活動センター分）                                                                                       |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造                                                                                                   |
| 開設年月日 | 平成24年(2012年)9月3日                                                                                              |
| 利用対象者 | 60歳以上の市民、おおむね10人以上で構成する市内の高齢者関係団体                                                                             |
| 設置目的  | 高齢者が健康や福祉、生きがいづくりに関する情報を得ることや、いきがい教室等を受講することにより、教養を深め、また相互に交流することで、仲間づくりや世代間交流を図り、生きがいづくりを進める拠点施設とすることを目的とする。 |

指定管理者 （一社）吹田市高齢クラブ連合会

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数（人） | 45,673            | 46,421            | 49,532            |

## 13 福祉クーポン券交付事業

### (1) はり・きゅう・マッサージクーポン券事業

事業開始 平成28年(2016年)10月

本市に居住する75歳以上で、市町村民税非課税世帯である高齢者を対象に、はり、きゅう又はマッサージの施術1回につき1,000円を助成するクーポン券を交付する。

助成する施術費の範囲は、療養費の支給又は医療扶助が受けられない施術費。

クーポン券の交付枚数は、1年度につき最大6枚を交付する。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ使用枚数(枚) | 786               | 718               | 642               |

### (2) 通院困難者タクシークーポン券事業

事業開始 平成28年(2016年)10月

本市に居住する65歳以上で、要介護1以上の認定を受けた市町村民税非課税世帯である高齢者を対象に、通院のためのタクシー乗車時の運賃を一部助成するクーポン券(1枚につき660円を助成)を交付する。

ただし、重度障がい者福祉タクシー利用券及び重度障がい者リフト付き福祉タクシー利用券の交付を受けている方、生活保護受給者及び特別養護老人ホーム等の施設入居者を除く。

クーポン券の交付枚数は、1年度につき最大24枚を交付する。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ使用枚数(枚) | 9,314             | 10,891            | 12,913            |

※平成30年4月から対象者の要件を緩和(緩和以前は75歳以上で要介護3～5の高齢者を対象としていた。)、平成30年10月から助成内容を拡充(拡充以前は助成額500円、クーポン券交付枚数年間最大24枚)、令和6年4月から助成内容を変更(1乗車につき複数枚のクーポン券使用を可能とする)

## 14 診断料助成事業

事業開始年度 昭和60年度(1985年度)

本市に居住する人を対象(生活保護受給者を除く)に介護老人福祉施設等の入所時等に係る診断料の一部助成を実施。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ助成件数(件) | 318               | 248               | 179               |
| 延べ助成金額(円) | 4,872,043         | 3,644,991         | 2,936,744         |

## 15 介護人材確保事業

事業開始年度 平成30年(2018年)4月

介護保険制度の持続可能な運営と介護サービスの安定的な供給を目的として、介護サービス事業者への研修支援及び面接会等の取組により、介護人材の質の向上と確保・定着を促進する。

## 16 高齢者フレイル等予防推進事業

事業開始年度 令和元年度(2019年度)

高齢者の医療・介護等の情報を総合的に分析して地域の健康課題を整理し、保健事業と介護予防を一体的に実施しながらフレイル予防を進めるもの。健康医療部健康まちづくり室、成人保健課、国民健康保険課及び福祉部高齢福祉室の共同で実施している事業。

(単位：人)

|                        | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 低栄養リスクチェック<br>実施者数     | 194               | 205               | 208               |
| 栄養相談実施者数               | 16                | 35                | 54                |
| 健康状態不明者<br>アウトリーチ実施人数※ | 48                | 71                | 82                |

※令和5年度、令和6年度は76歳を対象に実施。令和7年度は80～84歳を対象に実施。

## 介護保険

### 1 第1号被保険者数

各年度末現在

| 年 \ 区 分   | 人口（人）   | 第1号被保険者数（人） | 第1号被保険者割合（%） |
|-----------|---------|-------------|--------------|
| 令和5（2023） | 382,336 | 91,206      | 23.85        |
| 〃 6（2024） | 384,302 | 91,415      | 23.79        |
| 〃 7（2025） | 385,999 | 91,889      | 23.81        |

### 2 保 険 料（第1号被保険者）

#### (1) 所得段階別保険料額

| 所得段階 | 対 象 者                                                                                                                 |                            |                                     | 保険料率          | 保険料額(年額)<br>令和8年度<br>(2026年度) |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|---------------|-------------------------------|
| 第1段階 | (1)生活保護を受給している方<br>(2)本人を含め世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方<br>(3)本人を含め世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方 |                            |                                     | 基準額<br>×0.285 | 21,478円                       |
| 第2段階 | 本人が市民税非課税                                                                                                             | 同じ世帯にいる方全員が市民税非課税          | 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方   | 基準額<br>×0.45  | 33,912円                       |
| 第3段階 |                                                                                                                       |                            | 上記以外の方                              | 基準額<br>×0.675 | 50,868円                       |
| 第4段階 |                                                                                                                       | 同じ世帯に市民税課税者がいる方            | 公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方 | 基準額<br>×0.875 | 65,940円                       |
| 第5段階 |                                                                                                                       |                            | 上記以外の方                              | 基準額           | 75,360円                       |
| 第6段階 | 本人が市民税課税                                                                                                              | 本人の合計所得金額が60万円未満の方         |                                     | 基準額<br>×1.075 | 81,012円                       |
| 第7段階 |                                                                                                                       | 本人の合計所得金額が60万円以上100万円未満の方  |                                     | 基準額<br>×1.1   | 82,896円                       |
| 第8段階 |                                                                                                                       | 本人の合計所得金額が100万円以上120万円未満の方 |                                     | 基準額<br>×1.125 | 84,780円                       |

| 所得段階  | 対 象 者        |                                | 保険料率          | 保険料額(年額)<br>令和8年度<br>(2026年度) |
|-------|--------------|--------------------------------|---------------|-------------------------------|
| 第9段階  | 本人が<br>市民税課税 | 本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方     | 基準額<br>×1.175 | 88,548円                       |
| 第10段階 |              | 本人の合計所得金額が160万円以上210万円未満の方     | 基準額<br>×1.3   | 97,968円                       |
| 第11段階 |              | 本人の合計所得金額が210万円以上260万円未満の方     | 基準額<br>×1.57  | 118,315円                      |
| 第12段階 |              | 本人の合計所得金額が260万円以上320万円未満の方     | 基準額<br>×1.6   | 120,576円                      |
| 第13段階 |              | 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方     | 基準額<br>×1.85  | 139,416円                      |
| 第14段階 |              | 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方     | 基準額<br>×2.1   | 158,256円                      |
| 第15段階 |              | 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方     | 基準額<br>×2.3   | 173,328円                      |
| 第16段階 |              | 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方     | 基準額<br>×2.5   | 188,400円                      |
| 第17段階 |              | 本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方   | 基準額<br>×2.7   | 203,472円                      |
| 第18段階 |              | 本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 基準額<br>×2.9   | 218,544円                      |
| 第19段階 |              | 本人の合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方 | 基準額<br>×3.2   | 241,152円                      |
| 第20段階 |              | 本人の合計所得金額が2,500万円以上の方          | 基準額<br>×3.5   | 263,760円                      |

(2) 徴収方法

特別徴収 公的年金から徴収

普通徴収 保険料納付義務者が指定金融機関等に払い込む

## (3) 保険料収納状況

| 区 分<br>年 度  | 種 別       | 調定額(円)        | 収納額(円)        | 収納率(%) |
|-------------|-----------|---------------|---------------|--------|
| 令和 5 (2023) | 特 別 徴 収 分 | 5,561,147,288 | 5,561,147,288 | 100.0  |
|             | 普 通 徴 収 分 | 718,117,445   | 682,266,481   | 95.0   |
|             | 計         | 6,279,264,733 | 6,243,413,769 | 99.4   |
|             | 滞 納 繰 越 分 | 105,814,913   | 15,074,376    | 14.2   |
| 〃 6 (2024)  | 特 別 徴 収 分 | 6,029,530,369 | 6,029,530,369 | 100.0  |
|             | 普 通 徴 収 分 | 836,182,622   | 801,324,087   | 95.8   |
|             | 計         | 6,865,712,991 | 6,830,854,456 | 99.5   |
|             | 滞 納 繰 越 分 | 101,564,239   | 16,210,304    | 16.0   |
| 〃 7 (2025)  | 特 別 徴 収 分 | 6,161,135,046 | 6,161,135,046 | 100.0  |
|             | 普 通 徴 収 分 | 868,784,435   | 836,307,342   | 96.3   |
|             | 計         | 7,029,919,481 | 6,997,442,388 | 99.5   |
|             | 滞 納 繰 越 分 | 97,188,361    | 16,383,356    | 16.9   |

### 3 介護認定

(単位：人)

| 要介護度<br>年 度 |           | 要 支 援            |                  | 要 介 護            |                  |                  |                  |                 | 合 計    |
|-------------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|--------|
|             |           | 1                | 2                | 1                | 2                | 3                | 4                | 5               |        |
| 令和 5 (2023) | 第 1 号被保険者 | 3,265            | 2,608            | 3,847            | 3,285            | 2,316            | 2,117            | 1,535           | 18,973 |
|             | 第 2 号被保険者 | 53               | 46               | 56               | 71               | 45               | 41               | 38              | 350    |
|             | 計         | 3,318<br>(17.2%) | 2,654<br>(13.7%) | 3,903<br>(20.2%) | 3,356<br>(17.4%) | 2,361<br>(12.2%) | 2,158<br>(11.2%) | 1,573<br>(8.1%) | 19,323 |
| " 6 (2024)  | 第 1 号被保険者 | 3,547            | 2,718            | 3,873            | 3,400            | 2,376            | 2,126            | 1,481           | 19,521 |
|             | 第 2 号被保険者 | 50               | 51               | 59               | 73               | 46               | 36               | 44              | 359    |
|             | 計         | 3,597<br>(18.6%) | 2,769<br>(14.3%) | 3,932<br>(20.3%) | 3,473<br>(18.0%) | 2,422<br>(12.5%) | 2,162<br>(11.2%) | 1,525<br>(7.9%) | 19,880 |
| " 7 (2025)  | 第 1 号被保険者 | 3,603            | 2,763            | 4,051            | 3,480            | 2,394            | 2,280            | 1,550           | 20,121 |
|             | 第 2 号被保険者 | 51               | 51               | 57               | 79               | 46               | 45               | 41              | 370    |
|             | 計         | 3,654<br>(17.8%) | 2,814<br>(13.7%) | 4,108<br>(20.0%) | 3,559<br>(17.4%) | 2,440<br>(11.9%) | 2,325<br>(11.3%) | 1,591<br>(7.8%) | 20,491 |

#### 4 決算状況

| 歳 入 (単位：千円) |           |                |           |                  |           |           |        |       |         |            |
|-------------|-----------|----------------|-----------|------------------|-----------|-----------|--------|-------|---------|------------|
| 項 別<br>年 度  | 介護保険料     | 使用料及び<br>手 数 料 | 国庫支出金     | 支 払 基 金<br>交 付 金 | 府 支 出 金   | 繰 入 金     | 諸収入    | 財産収入  | 繰 越 金   | 歳 入 合 計    |
| 令和 5 (2023) | 6,258,488 | 525            | 7,180,008 | 7,948,055        | 4,272,620 | 6,008,555 | 16,921 | 27    | 803,157 | 32,488,356 |
| 〃 6 (2024)  | 6,847,065 | 544            | 7,469,397 | 8,395,940        | 4,414,282 | 5,689,533 | 19,053 | 857   | 791,403 | 33,628,072 |
| 〃 7 (2025)  | 7,013,826 | 526            | 7,955,133 | 8,704,321        | 4,534,742 | 6,016,879 | 21,445 | 8,044 | 379,471 | 34,634,386 |

| 歳 出 (単位：千円) |         |                 |                 |           |           |         |           |            |
|-------------|---------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| 項 別<br>年 度  | 総 務 費   | 介 護 給 付 費       |                 |           | 基 金 積 立 金 | 諸 支 出 金 | 地域支援事業費   | 歳 出 合 計    |
|             |         | 介護サービス<br>等 諸 費 | 介護予防サー<br>ビス等諸費 | そ の 他     |           |         |           |            |
| 令和 5 (2023) | 659,086 | 26,284,702      | 758,926         | 1,373,894 | 872,656   | 106,091 | 1,641,599 | 31,696,953 |
| 〃 6 (2024)  | 734,567 | 27,586,222      | 813,751         | 1,449,771 | 894,936   | 28,271  | 1,741,084 | 33,248,602 |
| 〃 7 (2025)  | 854,209 | 28,691,366      | 902,163         | 1,499,485 | 462,414   | 193,833 | 1,193,820 | 33,797,288 |

※表中の千円単位の数値は単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

## 5 低所得者等の利用者負担の軽減

### (1) 介護保険サービス利用者負担軽減事業

#### ア 訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が全額免除となっている者に対し、制度移行措置として利用料を助成する。

#### イ 居宅サービスに係る利用者負担額の助成

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

居宅サービスを利用した人で、世帯全員が市民税非課税かつ所要の要件を満たす場合、高額介護サービス費等に該当するまでの利用者負担額25%を助成する。

#### ウ 社会福祉法人等による利用料負担の軽減措置に伴う助成

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

低所得で生計が困難な人に対して、社会福祉法人等が利用者負担額を軽減する事業を実施した場合に、その事業について助成する。

### (2) 実施状況

| 区 分<br>年 度  | 訪問介護助成    |           | 居宅サービス等助成 |           | 社会福祉法人減額    |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|
|             | 件数<br>(件) | 金額<br>(円) | 件数<br>(件) | 金額<br>(円) | 法人数<br>(法人) | 金額<br>(円) |
| 令和 5 (2023) | 0         | 0         | 6         | 149,492   | 5           | 289,550   |
| 〃 6 (2024)  | 0         | 0         | 4         | 77,893    | 3           | 252,093   |
| 〃 7 (2025)  | 0         | 0         | 5         | 154,331   | 3           | 207,892   |

## 6 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) 一般介護予防事業（吹田市民はつらつ元気大作戦）

健康寿命の延伸と介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指し、65歳以上の高齢者等を対象に「吹田市民はつらつ元気大作戦」として実施する。

※平成29年(2017年)4月の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防事業を再編した。

ア 介護予防普及啓発

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、ひろばd e体操を開催する。

延べ参加者数 (単位：人)

|          | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 介護予防教室   | 3,469             | 3,291             | 2,799             |
| 介護予防講演会  | 574               | 436               | 422               |
| 出前講座     | 625               | 636               | 380               |
| ひろばd e体操 | 22,141            | 20,519            | 18,655            |

イ 住民主体の介護予防活動支援

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

介護予防事業に資するボランティア育成のための研修会や、地域で介護予防に関連した活動を継続して行っている市民グループ等に対し、職員を派遣して実技指導等の支援を行う。

平成19年度(2007年度)から、地域で高齢者自らが積極的な介護予防の取組が行えるよう支援する「介護予防推進員養成講座」を開催している。

平成28年度(2016年度)から、いきいき百歳体操をツールとして、週1回以上介護予防活動を行う住民主体のグループへの支援を行っている。

|                       | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| いきいき百歳体操継続グループ数(グループ) | 172               | 176               | 184               |
| 介護予防推進員登録者数(人)        | 127               | 130               | 116               |

ウ 介護支援サポーター

事業開始年度 平成21年度(2009年度)

65歳以上の方が社会参加・地域貢献をすることで、高齢者自身の健康増進と介護予防推進を目的とした「介護支援サポーター養成講座」を行っている。

|                    | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 介護支援サポーター新規登録者数(人) | 39                | 23                | 33                |

## エ 地域リハビリテーション活動支援

事業開始年度 平成29年度(2017年度)

介護保険法の理念に基づき、自立支援・重度化予防、自立支援型ケアマネジメントの考え方の浸透と定着を行う。

自立支援型ケアマネジメント会議を開催し、リハビリテーション専門職等を活用して多職種協働で事例検討を行う。

地域包括支援センター、介護サービス事業所等を対象とした研修会を開催する。

開催回数

(単位：回)

|                    | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 自立支援型ケアマネジメント会議    | 12                | 12                | 12                |
| 自立支援型ケアマネジメント会議研修会 | 2                 | 2                 | 1                 |

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業（吹田市高齢者安心・自信サポート事業）

平成29年(2017年)4月から、それまで要支援者が利用していたホームヘルプサービス（予防訪問介護）とデイサービス（予防通所介護）が、介護保険制度の改正によって介護保険の給付から、市独自の事業として実施する「吹田市高齢者安心・自信サポート事業」へ移行した。あわせて、地域包括支援センターは同事業の利用相談等を受けた際には、25項目の基本チェックリストを実施し、生活機能の低下がみられた高齢者（基本チェックリスト該当者）を支援し、自立支援の視点から介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成やサービス利用の調整）を実施している。

|                 | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 基本チェックリスト該当者（人） | 228               | 191               | 179               |

※各年度2月利用分

## 7 包括的支援事業・任意事業

高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健、医療、福祉に関するサービスを総合的に提供する。また、地域の実情に応じた、各種の事業を行う。

### (1) 総合相談支援業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施件数(件) | 26,484            | 26,885            | 27,901            |

(2) 権利擁護業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等を行う。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施件数(件) | 3,430             | 3,604             | 4,235             |

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

ケアマネジャーに対する日常個別指導、相談、支援困難事例等の助言・支援を行う。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 実施件数(件) | 1,810             | 1,655             | 1,997             |

(4) 在宅生活支援事業

ア 高齢者・介護家族電話相談

事業開始年度 平成24年度(2012年度)

高齢者やその介護家族からの介護・健康・医療等に関する相談を、夜間及び土、日、祝日、年末、年始については24時間、専門の相談員が電話で受け付ける。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ相談件数(件) | 308               | 494               | 408               |

イ 救急医療情報キット配布

事業開始年度 平成24年(2012年)3月

おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者等で希望者に対し、救急医療情報キットを配布する。かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先等の情報をキットに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備える。緊急時には、救急隊員がキットの情報を確認し、よりの確な救命活動を行う。平成26年度(2014年度)より、キットの配布対象者以外の人でもキットを作成できるよう、ホームページで様式等のダウンロードを開始。また、外出時に救急搬送される際に活用するための救急医療情報カードの配布を開始。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ申請者数(人) | 17,262            | 17,867            | 18,608            |

(5) 成年後見制度利用支援事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、配偶者及び二親等内の親族がいない人、又は親族がいても音信不通の状態である人が対象。市が家庭裁判所に審判の申立てを行う。申立てに係る費用については、市が後見人等に請求する場合がある。また、判断能力が十分でない低所得の高齢者等で、本人又は同居の親族が申立てを行う場合についても、申立費用や後見人等の報酬を助成する。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ助成件数(件) | 89                | 86                | 108               |

(6) 認知症サポーター養成事業

事業開始年度 平成22年度(2010年度)

認知症になっても誰もが安心して生活できるまちづくりを目指して、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター並びに認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。

|                 | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 認知症サポーター養成数(人)  | 1,078             | 1,691             | 1,631             |
| キャラバン・メイト養成数(人) | 37                | 19                | 34                |

(7) 認知症高齢者見守り事業

ア 徘徊高齢者SOSネットワーク

事業開始年度 令和2年(2020年)8月

認知症高齢者等が徘徊行動により行方不明になった場合、みまもりあいアプリをダウンロードしている地域の協力者へ高齢者等の特徴等の情報を発信し、捜索の協力依頼をする。

|               | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| アプリダウンロード数(件) | 9,361             | 9,615             | 12,551            |

イ 認知症地域サポート

事業開始年度 平成27年度(2015年度)

認知症サポーター養成事業、徘徊高齢者SOSネットワークと連動しながら、声かけ見守り訓練等の具体的な取組を地域主体で取り組むことで、市域全体で認知症高齢者を見守り、支えていく仕組みをつくる。

|             | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 訓練当日参加者数(人) | 0                 | 36                | 0                 |

(8) 包括的支援・社会保障充実事業

ア 生活支援体制整備

事業開始年度 平成28年度(2016年度)

高齢者の日常生活における多様なニーズに対応し、NPOやボランティアなどの地域の多様な主体や、高齢者自身による生活支援サービスを提供するため、生活支援サービスの体制整備を行うことを目的として、「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会（すいたの年輪ネット）」を開催し、地域における高齢者の生活支援サービスに関する状況把握や生活支援コーディネーターの活動内容について検討した。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開催回数(回) | 3                 | 3                 | 3                 |

イ 在宅医療・介護連携推進

事業開始年度 平成27年度(2015年度)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療と介護の連携強化を目的として「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、在宅医療と介護連携の課題と対応策について検討した。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開催回数(回) | 1                 | 1                 | 1                 |

(9) 認知症施策推進事業

ア 認知症初期集中支援推進

事業開始年度 平成27年度(2015年度)

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる、「認知症初期集中支援チーム」を平成29年度(2017年度)に設置した。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 支援実施件数(件) | 60                | 68                | 71                |

## イ 認知症地域支援・ケア向上

事業開始年度 平成27年度(2015年度)

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、「認知症地域支援推進員」を平成29年度(2017年度)配置した。

令和7年度(2025年度)に認知症の程度に応じたサービスや社会資源を紹介する「認知症ケアパス保存版第7版」を更新した。また、9月のアルツハイマー月間に“吹田市オレンジフェア”を開催し、認知症に関する連続講座等による啓発を行った。

### (10) 介護サービス相談員派遣事業

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設等に介護サービス相談員を派遣し、利用者の疑問、不安や不満の声を施設に届け、施設の自主的なサービス改善を図る。

|           | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 延べ活動回数(回) | 368               | 632               | 721               |

### (11) 住宅改修支援事業

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

介護保険の住宅改修費の支給を受けようとする人が、申請をする際に必要な理由書を作成する支援を行う社会福祉法人等に対して、委託契約を締結した上で助成する。助成額は1件当たり2,000円。ただし、理由書作成に従事する人は、介護支援専門員その他住宅改修についての専門的知識及び経験を有する人に限る。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 助成件数(件) | 22                | 12                | 8                 |

### (12) 介護給付費適正化事業

#### ア 介護給付費通知

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

介護保険の給付実績を利用者に通知することにより、不正請求などの発見の端緒とし、介護給付費の適正化を図る。

令和6年度から給付適正化主要事業から任意事業になるに伴い、令和7年3月31日付で廃止。

|         | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 送付件数(件) | 34,984            | 17,892            | —                 |

## イ 介護給付費等分析

事業開始年度 平成29年度(2017年度)

適切な介護サービスを確保するため介護給付費適正化支援システムを導入し、介護給付等の内容を分析するとともに給付適正化を図る。

|               | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 照会した事業所数(事業所) | 47                | 82                | 35                |

## 公益社団法人吹田市シルバー人材センター

高齢者の社会参加を図るため、地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力をいかし、相互の協力の下に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な作業に係る就業を通して、自らの生きがいを高めるとともに、高齢者の就業機会を拡大し福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和53年(1978年)11月30日に吹田市高齢者事業団を設立した。

昭和55年(1980年)9月12日には高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、「社団法人吹田市シルバー人材センター」と改称し、さらに公益法人制度の改革を受けて、平成23年(2011年)4月1日から「公益社団法人吹田市シルバー人材センター」に改称した。

### (1) 会員数状況

(単位：人)

|            |   | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 年度末<br>会員数 | 男 | 1,364             | 1,325             | 1,314             |
|            | 女 | 619               | 637               | 655               |
|            | 計 | 1,983             | 1,962             | 1,969             |

### (2) シルバーワークプラザ

シルバー人材センターの事務所及び作業所等

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 位 置   | 千里山松が丘26番23号            |
| 敷地面積  | 499.29㎡                 |
| 建築面積  | 253.75㎡                 |
| 延べ床面積 | 713.38㎡                 |
| 構造・規模 | 鉄骨造3階建                  |
| 内 容   | 事務所、作業所、会議室、印刷室、相談室、その他 |
| 開 設   | 平成7年(1995年)4月           |

## 吹田市介護老人保健施設

高齢者社会に対応するために寝たきり等の高齢者に対し、医療ケアと生活サービスを実施する施設として平成２年度(1990年度)に実施設計を行い、同年11月に建設工事に着手、平成４年(1992年)２月に竣工した。老人保健法に基づき平成４年(1992年)６月10日開設したが、平成12年(2000年)４月１日からは、その設置根拠を介護保険法に移行した。

### 施設の概要

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 位 置   | 片山町２丁目13番25号         |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下１階地上５階建 |
| 敷地面積  | 4,947.96㎡            |
| 延べ床面積 | 6,125.16㎡            |

### １ 施設サービス事業

比較的安定した病状に対する医療サービス  
食事、入浴の介助等身の回りの看護・介護サービス  
日常の生活動作を中心とした機能訓練  
レクリエーション、行事等の日常生活に必要なサービス

### ２ 居宅サービス事業

#### (1) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、短期入所を行い、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

#### (2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、通所により、心身機能の維持・回復、日常生活自立のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

#### (3) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、自宅を訪問して心身機能の維持・回復、日常生活自立のための理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを行う。

### 3 利用定員

入 所 100人（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護含む）

通 所 月曜日から土曜日40人、日曜日20人

|                      | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 施設（長期）入所サービス延利用者数（人） | 29,421            | 26,411            | 24,855            |
| 短期入所療養介護延利用者数（人）     | 1,276             | 1,890             | 1,948             |
| 通所リハビリテーション延利用者数（人）  | 7,938             | 8,408             | 8,245             |
| 訪問リハビリテーション延利用者数（人）  | 282               | 289               | 245               |